

(21号の2)

年 月 日

千代田区千代田保健所長 殿

住所

開設者 氏名

電話番号 ()

ファクシミリ番号 ()

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

診療所(歯科診療所・助産所)開設届出事項中一部変更届

医療従事者を変更したので、医療法施行令第4条の2第2項(第4条第3項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称

2 所在地 千代田区

3 開設許可(開設届出)年月日及び届出番号 年 月 日 第 号

4 変更した理由 医療従事者の就退職による

5 変更した事項

(職種) 医師 歯科医師 薬剤師 助産師	氏名	医籍の登録事項		就職(入) 退職(出)	同年月日	摘要欄
		臨床研修等 修了登録年月日	免許証番号及び 登録年月日			
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	
		年 月 日	第 年 月 号 日		年 月 日	

職種	医師	歯科 医師	薬剤 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診療放射線 技師 (エックス線 総括)	臨床検査 技師	栄養 士	歯科 衛生 士	歯科 技 工 士	事 務 員	看護 補助 者				そ の 他	計
変更前																		
変更後																		

(注) 1. 個人開設の診療所(歯科診療所・助産所)においては、新たに就職した医師・歯科医師・薬剤師・助産師の免許証の写し、及び臨床研修等修了登録を行った医師、歯科医師は登録証の写しを添付すること。また、摘要欄には医師・歯科医師の担当診療科目名・診療日時、助産師の勤務日時を記入すること。
2. 法人開設の診療所(歯科診療所・助産所)においては、人数の変動のみ記載すること。